

資料 9 2 - 2

特定信書便事業の許可について

(諮問第1253号)

(公印・契印省略)

諮問第1253号
令和6年6月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

カクシメ運送株式会社（代表取締役 國井 杏輔）ほか17者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和6年6月20日
総務省

○ 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 カクシメ運送(株) (山形県天童市)	1,000万円	貨物運送業 (5億9,543万円)	○			【1号役務】 山形県	【1号役務】 顧客(自動車登録・検査関係団体、各ディーラー等)を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 9月1日
2 (株)トラストカンパニー (茨城県水戸市)	300万円	運輸に附帯する サービス業 (15億9,201万円)	○			【1号役務】 茨城県	【1号役務】 顧客(自動車関連業者)から差し出される印鑑証明書、住民票、契約書、請求書等確実な送達求められる信書便物を、巡回ルートを決めて配達先へ送達することを見込んでいる。	令和6年 8月1日
3 (株)ハタヤモータープール (茨城県小美玉市)	2,000万円	自動車整備業 (32億742万円)	○			【1号役務】 茨城県	【1号役務】 顧客(自動車部品配送先)を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 7月1日
4 (株)藤井運送 (茨城県水戸市)	1,000万円	貨物運送業 (3億735万円)	○			【1号役務】 群馬県、茨城県、栃木 県、埼玉県、東京都(離 島を除く。)、神奈川県及 び千葉県	【1号役務】 顧客(自動車ディーラー各社等)の間をルート配送する役務を見込 んでいる。	令和6年 7月1日
5 クラウン輸送(株) (埼玉県さいたま市)	1,200万円	貨物運送業 (5億9,244万円)	○			【1号役務】 埼玉県	【1号役務】 顧客(自動車部品販売会社)から自動車整備を行う拠点等への配 送の役務を見込んでいる。	令和6年 7月1日

※注1:直近の決算年度における額を記載。

※注2:直近の決算年度における額を記載。

※注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

	申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
				1 号	2 号	3 号			
6	東日陸運(株) (埼玉県上尾市)	1,000万円	貨物運送業 (3億4,169万円)	○			【1号役務】 埼玉県	【1号役務】 顧客(自動車販売会社)の本社及び支社を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 7月1日
7	(株)B-net (千葉県千葉市)	30万円	貨物運送業 (1,541万円)			○	【3号役務】 東京都(離島を除く。)及 び千葉県	【3号役務】 顧客(地方公共団体、金融機関、医療機関、個人)等から差し出される契約書や請求書等確実な送達求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 7月1日
8	シーエヌサービス(株) (千葉県千葉市)	4,100万円	自動車整備業 (26億3,514万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 千葉県	【1号役務】 顧客(自動車販売会社)の本社及び支社を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 顧客(自動車販売会社)から差し出される契約書や請求書等確実な送達求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 7月1日
9	Green Drive(株) (東京都港区)	990万円	貨物運送業 (15億4,302万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 東京都(離島を除く。)、 埼玉県、千葉県及び神 奈川県	【1号役務】 顧客(生命保険会社等)の本社及び支社を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 顧客(地方公共団体・生命保険会社)から差し出される定期的な契約書や請求書等の確実な送達求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 7月1日
10	日本急送(株) (東京都新宿区)	700万円	貨物運送業 (2億3,644万円)			○	【3号役務】 群馬県、茨城県、栃木 県、山梨県、埼玉県、東 京都(離島を除く。)、神 奈川県及び千葉県	【3号役務】 顧客(金融機関、不動産業、建設業、医療機関など)から差し出される契約書や請求書等確実な送達求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 7月1日

※注1:直近の決算年度における額を記載。

※注2:直近の決算年度における額を記載。

※注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

	申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
				1 号	2 号	3 号			
11	(株)東洋陸送社 (神奈川県横浜市)	3,000万円	貨物運送業 (36億9,687万円)	○			【1号役務】 福島県	【1号役務】 顧客(自動車登録・検査関係団体)の拠点間、拠点・販売店を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 7月1日
12	丸五運輸(株) (神奈川県横浜市)	2,280万円	貨物運送業 (3億5,330万円)	○			【1号役務】 神奈川県	【1号役務】 顧客(自動車登録・検査関係団体)加盟の自動車販売店を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 7月1日
13	梅垣商店 (京都府船井郡京丹波町)	28万円	貨物運送業 (9,205万円)	○			【1号役務】 京都府	【1号役務】 顧客(自動車販売会社)の本社及び営業所を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 7月1日
14	大阪トヨペットロジスティック (株) (大阪府高槻市)	1,500万円	貨物運送業 (8億1,904万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 大阪府	【1号役務】 顧客(自動車販売店)の本社及び各店舗を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 顧客(親会社及びグループ会社)から差し出される契約書や請求書等、確実な送達が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 7月1日
15	(株)セイコー (大阪府東大阪市)	300万円	その他サービス業 (9,807万円)	○	○	○	【1号役務】【3号役務】 大阪府、奈良県、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県 【2号役務】 京都府 木津川市、奈良県 奈良市、生駒市、大和郡山市、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、天理市、香芝市、大和高田市、葛城市、橿原市、桜井市	【1号役務】 顧客(各軽自動車ディーラー、自動車登録・検査関係団体)間を巡回する役務を見込んでいる。 【2号役務及び3号役務】 顧客(軽自動車ディーラー)からの緊急対応及び依頼先変更による対応のための信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 8月1日

※注1: 直近の決算年度における額を記載。

※注2: 直近の決算年度における額を記載。

※注3: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
16 岡山トヨタロジテック(株) (岡山県倉敷市)	1,200万円	貨物運送業 (4億1,334万円)	○			【1号役務】 岡山県	【1号役務】 顧客(グループ企業)間を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 7月1日
17 (株)讃急運輸 (香川県高松市)	1,600万円	貨物運送業 (1億8,161万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 香川県	【1号役務】 顧客(自動車登録・検査関係団体及び自動車ディーラー)間を巡回・定期集配する役務を見込んでいる。 【3号役務】 受取確認を必要とする信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 7月1日
18 (株)岡商店 (熊本県熊本市)	1,000万円	その他サービス業 (7億8,257万円)	○			【1号役務】 熊本県(離島を除く)	【1号役務】 顧客から差し出される各種信書便物、自治体の文書集配業務における役務を見込んでいる。	令和6年 10月1日

※注1:直近の決算年度における額を記載。

※注2:直近の決算年度における額を記載。

※注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	カクシメ運送(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
2	(株)トラストカンパニー			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
3	(株)ハタヤモータープール			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
4	(株)藤井運送			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
5	クラウン輸送(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
6	東日陸運(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
7	(株)B-net		3号			対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
8	シーエヌサービス(株)	3号	3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
9	Green Drive(株)	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
10	日本急送(株)	3号	3号	3号	3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
11	(株)東洋陸送社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
12	丸五運輸(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
13	梅垣商店			1号		対面交付
14	大阪トヨペットロジスティック(株)	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
15	(株)セイコー	1号、2号、3号	1号、2号、3号	1号、2号、3号	1号、2号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
16	岡山トヨタロジテック(株)			1号		対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
17	(株)讃急運輸	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
18	(株)岡商店	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達

(3) 3時間審査(2号役務のみ)

申請者名	2号役務の提供区域	最長時間経路	主な送達手段	a. 引受等時間 (注1)	b.実測時間	合計 (a+b)	道路交通 法令遵守
					b.ATIS (注2) 計測時間		
(株)セイコー	京都府木津川市、 奈良県奈良市、生駒 市、大和郡山市、 生駒郡平群町、同郡 三郷町、同郡斑鳩町、 北葛城郡上牧町、同 郡王寺町、同郡広陵 町、同郡河合町、 磯城郡川西町、同郡 三宅町、同郡田原本 町、天理市、香芝市、 大和高田市、葛城市、 橿原市、桜井市	54.8km	小型四輪自動車	25分 (5箇所×5分)	121分	146分	道路交通 関係法令 の規定を 遵守して 送達
					99分	124分	

注1:「引受等時間」は引受け及び区分に要する時間で、5分と見込んで算出している。

注2: ATIS(県警等から寄せられた交通情報に基づく渋滞情報等の提供サービス)により計測した最長時間経路の移動時間。

(4) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	<u>カクシメ運送(株)</u>			
2	(株)トラストカンパニー			
3	(株)ハタヤモータープール			
4	(株)藤井運送			
5	クラウン輸送(株)			
6	<u>東日陸運(株)</u>			
7	<u>(株)B-net</u>			
8	シーエヌサービス(株)			
9	<u>Green Drive(株)</u>			
10	日本急送(株)			

注1:下線を付した者は消費税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
11	(株)東洋陸送社			
12	丸五運輸(株)			
13	梅垣商店			
14	大阪トヨペットロジスティック(株)			
15	(株)セイコー			
16	岡山トヨタロジテック(株)			
17	(株)讃急運輸			
18	(株)岡商店			

(4) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益(注1)	当期純利益(税引前利益)(注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他(業務委託費等)		
1 カクシメ運送(株)	初(7ヶ月)								
	翌								
2 (株)トラストカンパニー	初(9ヶ月)								
	翌								
3 (株)ハタヤモータープール	初(11ヶ月)								
	翌								
4 (株)藤井運送	初(9ヶ月)								
	翌								
5 クラウン輸送(株)	初(11ヶ月)								
	翌								
6 東日陸運(株)	初(9ヶ月)								
	翌								
7 (株)B-net	初(8ヶ月)								
	翌								
8 シーエヌサービス(株)	初(9ヶ月)								
	翌								
9 Green Drive(株)	初(6ヶ月)								
	翌								
10 日本急送(株)	初(9ヶ月)								
	翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

本資料は委員限り

申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)		
11 (株)東洋陸送社	初 (2ヶ月)								
	翌								
12 丸五運輸(株)	初 (4ヶ月)								
	翌								
13 梅垣商店	初 (6ヶ月)								
	翌								
14 大阪トヨペットロジスティック(株)	初 (9ヶ月)								
	翌								
15 (株)セイコー	初 (8ヶ月)								
	翌								
16 岡山トヨタロジテック(株)	初 (9ヶ月)								
	翌								
17 (株)譜急運輸	初 (7ヶ月)								
	翌								
18 (株)岡商店	初 (3ヶ月)								
	翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(5) 資金計画 (委員限り)

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	カクシメ運送(株)			
2	(株)トラストカンパニー			
3	(株)ハタヤモータープール			
4	(株)藤井運送			
5	クラウン輸送(株)			
6	東日陸運(株)			
7	(株)B-net			
8	シーエヌサービス(株)			
9	Green Drive(株)			
10	日本急送(株)			
11	(株)東洋陸送社			
12	丸五運輸(株)			
13	梅垣商店			
14	大阪トヨペットロジスティック(株)			
15	(株)セイコー			
16	岡山トヨタロジテック(株)			
17	(株)讃急運輸			
18	(株)岡商店			

注1: 純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2: 事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、地代家賃の1か年分等の合計額。

本資料は委員限り

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

カクシメ運送株式会社ほか 17 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要	適否	
3 時間審査 （2 号役務）	3 時間以内に送達可能であることが実測と ATIS（交通情報サービス）で立証されている。 （2 号役務提供予定申請者 1 者）	適	
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること。	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適	

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第 31 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第 34 条において準用する法第 8 条)

いずれの申請者とも該当なし